



茨城県報

第 393 号

令和 5 年 (2023 年) 3 月 23 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)	2
(人 事 委 員 会)	
●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	3
告 示	
●救急医療協力医療機関の指定 (医療政策課)	6
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (2 件) (福祉政策課)	6
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定及び廃止 (福祉政策課)	7
●指定居宅サービス事業者の指定の更新 (長寿福祉課)	7
●指定介護老人福祉施設の指定の更新 (長寿福祉課)	11
●介護老人保健施設の許可の更新 (長寿福祉課)	12
●指定介護予防サービス事業者の指定の更新 (長寿福祉課)	12
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	14
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (9 件) (障害福祉課)	15
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (4 件) (障害福祉課)	17
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課)	18
●家畜伝染病予防法に基づく検査の命令 (畜産課)	19
●豚熱の予防注射の実施 (畜産課)	25
●家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求 (畜産課)	25
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課)	26
●地方卸売市場の認定 (農業技術課)	26
●保安林の指定の解除 (林業課)	26
●くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲量の設定 (漁政課)	27
●定款変更の認可 (2 件) (農村計画課)	28
●車両制限令の規定に基づく道路の指定 (道路維持課)	28

- 車両制限令の規定に基づく道路の指定及び車両の通行方法の指定 (道路維持課) ……………29
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) ……………29
- 事業計画の変更の認可 (都市整備課) ……………30
- 事業計画の変更の認可 (2 件) (下水道課) ……………30
- 土地改良区の解散に伴う清算人の退任 (農林事務所) ……………31

公 告

- 圏央道インターパークつくばみらいの造成工場敷地 (第 2 次分譲) の譲受人の公募について
(立地整備課) ……………32
- 基本測量の実施 (用地課) ……………33
- 公共測量の実施 (用地課) ……………33
- 公共測量の終了 (2 件) (用地課) ……………33
- 建築協定の加入 (建築指導課) ……………34
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) ……………34
- 軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所) ……………34
- 落札者等の公示 (医療大学) ……………35

(教 育 委 員 会)

- 入札公告……………35

訓 令

(県 議 会)

- 茨城県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………40

正 誤

- 令和 5 年 1 月 5 日付け茨城県報第 371 号中 ……………40

規 則

茨城県規則第 13 号

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 25 年茨城県規則第 37 号) の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「乳児 4 人以上を入所させる保育所の」を「第 15 条に規定する」に改め、「准看護師」の次に「(以下この項において「看護師等」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会規則第 7 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和 36 年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条の 6 第 1 項中「得た数を」の次に「、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

付則別表第 1 を次のように改める。

付則別表第 1（第 43 条の 2 関係）

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片道の使用距離		自 動 車 (第 1 号該当職員)	原動機付自転車等 (第 2 号該当職員)
キロメートル以上	キロメートル未満	円	円
2	4	2,300	2,000
4	6	3,900	2,000
6	8	5,400	2,700
8	10	7,000	3,500
10	12	8,500	4,300
12	14	10,100	5,100
14	16	11,700	5,900
16	18	13,200	6,600
18	20	14,800	7,400
20	22	16,300	8,200
22	24	17,900	9,000
24	26	19,400	9,700
26	28	21,000	10,500
28	30	22,500	11,300
30	32	24,100	12,100
32	34	25,600	12,800
34	36	27,200	13,600
36	38	28,700	14,400
38	40	30,300	15,200
40	42	31,800	15,900
42	44	33,400	16,700
44	46	35,000	17,500

46	48	36,500	18,300
48	50	38,100	19,100
50	52	39,600	19,800
52	54	41,200	20,600
54	56	42,700	21,400
56	58	44,300	22,200
58	60	45,800	22,900
60	62	47,400	23,700
62	64	48,900	24,500
64	66	50,500	25,300
66	68	52,000	26,000
68	70	53,600	26,800
70	72	55,000	27,500
72	74	55,000	27,500
74	76	55,000	27,500
76	78	55,000	27,500
78	80	55,000	27,500
80キロメートル以上		55,000	27,500

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

別表第20 2 短大卒の部二 短大2卒の項第7号中「独立行政法人海技教育機構海技士教育科の」の次に「海技課程専修科若しくは航海専科又は」を加え、「及び海技課程専修科」を削る。

別表第34の3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第35の2の表中

福井県	福井市	7級地
福岡県	福岡市	5級地

を

新潟県	新潟市	7級地
福井県	福井市	7級地

に改める。

別表第37を次のように改める。

別表第37（第43条の2関係）

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片道の使用距離		自動車 (第1号該当職員)	原動機付自転車等 (第2号該当職員)
キロメートル以上 2	キロメートル未満 4	円 2,200	円 2,000
4	6	3,700	2,000

6	8	5,200	2,600
8	10	6,700	3,400
10	12	8,200	4,100
12	14	9,600	4,800
14	16	11,100	5,600
16	18	12,600	6,300
18	20	14,100	7,100
20	22	15,600	7,800
22	24	17,100	8,600
24	26	18,500	9,300
26	28	20,000	10,000
28	30	21,500	10,800
30	32	23,000	11,500
32	34	24,500	12,300
34	36	25,900	13,000
36	38	27,400	13,700
38	40	28,900	14,500
40	42	30,400	15,200
42	44	31,900	16,000
44	46	33,400	16,700
46	48	34,800	17,400
48	50	36,300	18,200
50	52	37,800	18,900
52	54	39,300	19,700
54	56	40,800	20,400
56	58	42,300	21,200
58	60	43,700	21,900
60	62	45,200	22,600
62	64	46,700	23,400
64	66	48,200	24,100
66	68	49,700	24,900
68	70	51,200	25,600
70	72	52,600	26,300
72	74	54,100	27,100
74	76	55,000	27,500
76	78	55,000	27,500
78	80	55,000	27,500
80キロメートル以上		55,000	27,500

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩

によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。)の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

別表第37の2中「示した」の次に「略図又は」を加える。

別表第39の研究職給料表及び医療職給料表(一)の項中「100分の10(人事委員会が別に定める職員にあつては100分の5)」を「100分の5(人事委員会が別に定める職員にあつては100分の10)」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(通勤カードに関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の職員の給与に関する規則別表第37の2(以下「改正前の通勤カード」という。)を使用している者は、改正後の職員の給与に関する規則別表第37の2の規定にかかわらず、引き続き改正前の通勤カードを使用することができる。

告 示

茨城県告示第335号

次の診療所について、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則(昭和52年茨城県規則第11号)第2条の規定による申出があつたので、同規則第3条第1項の規定により救急医療協力医療機関に指定し、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

名 称	所在地	指定日
医療法人玉心会 宝山ハートクリニック	神栖市太田4646番1	令和5年3月10日

茨城県告示第336号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0840640718 協和調剤薬局 二木成支局	筑西市下岡崎3-6-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	株式会社レモン 代表取締役 品田 陽子	令和5年 3月1日

茨城県告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名称	所在地	サービスの種類	開設者	指定 年月日
0847140076 協和調剤薬局 上の原支局	桜川市上野原地新田181-3	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	株式会社 協和 ホスピタルサー ビス 代表取締役 品田 陽子	令和5年 2月13日

茨城県告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定及び廃止したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
495 からだ元気治療院（伊井 健人）	鹿嶋市鉢形台1-12-1 2 階左	はり・きゅう	伊井 健人	令和5年 3月3日	指定
1060 恵真堂鍼灸整骨院 土呂 院（島村 浩太）	埼玉県さいたま市北区土呂町 1-3-10	柔道整復	島村 浩太	平成25年 11月28日	廃止

茨城県告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定の更新をしたので、茨城県指定居宅サービス事業者、介護保険施設等及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第3項の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指定有効 開始 年月日
0850280066	医療法人 圭 友会	日立市千石町2 -13-3	野原 修司	介護老人保健 施設 藍	日立市千石町2 -13-3	短期入所 療養介護	令和5年 4月1日
0850280066	医療法人 圭 友会	日立市千石町2 -13-3	野原 修司	介護老人保健 施設 藍	日立市千石町2 -13-3	通所リハ ビリテー ション	令和5年 4月1日
0851980029	医療法人社団 常仁会	牛久市猪子町 896	種子田 吉 郎	介護老人保健 施設 春秋園	牛久市猪子町 891-2	短期入所 療養介護	令和5年 4月1日

介護保険 事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの 種 類	指定有効 開 始 年 月 日
0851980029	医療法人社団 常仁会	牛久市猪子町 896	種子田 吉 郎	介護老人保健 施設 春秋園	牛久市猪子町 891-2	通所リハ ビリテー ション	令和 5 年 4 月 1 日
0851980045	医療法人社団 常仁会	牛久市猪子町 896	種子田 吉 郎	介護老人保健 施設 春秋園	牛久市猪子町 891-2	短期入所 療養介護	令和 5 年 4 月 1 日
0853180073	医療法人 渡 辺会	東茨城郡大洗町 大貫町915	家田 俊也	介護老人保健 施設 おおあ らい	東茨城郡大洗町 大貫町前原1212 -11	短期入所 療養介護	令和 5 年 3 月 2 日
0853180073	医療法人 渡 辺会	東茨城郡大洗町 大貫町915	家田 俊也	介護老人保健 施設 おおあ らい	東茨城郡大洗町 大貫町前原1212 -11	通所リハ ビリテー ション	令和 5 年 3 月 2 日
0853780039	医療法人 青 藍会	水戸市酒門町 275-3	大場 正二	介護老人保健 施設 かすみ がうら	行方市若海793 -5	短期入所 療養介護	令和 5 年 3 月 2 日
0853780039	医療法人 青 藍会	水戸市酒門町 275-3	大場 正二	介護老人保健 施設 かすみ がうら	行方市若海793 -5	通所リハ ビリテー ション	令和 5 年 3 月 2 日
0860290139	株式会社 ジ ャストインタ イム	日立市日高町 1 -14-14 セジ ュール日高 A 棟 1 階106号	磯野 幸子	まちの訪問看 護「ゆりの木 」	日立市日高町 1 -14-14 セジ ュール日高 A 棟 1 階106号	訪問看護	令和 5 年 4 月 1 日
0870200870	社会福祉法人 秀和会	日立市国分町 3 -12-10	川島 ミド リ	特別養護老人 ホーム 鮎川 さくら館	日立市国分町 3 -12-10	短期入所 生活介護	令和 5 年 3 月 16 日
0870202421	有限会社 し んせい	日立市滑川本町 2-5-5	田尻 正枝	訪問介護 ク ローバーの丘	日立市鹿島町 1 -7-1 ポレ スター鹿島町 804	訪問介護	令和 5 年 3 月 1 日
0870301926	株式会社 ア ールイーライ フ	土浦市永国1059 -1 永井ビル 102	柳生 洋樹	アールイーラ イフ福祉用具 相談所	土浦市永国1059 -1 永井ビル 102	特定福祉 用具販売	令和 5 年 4 月 1 日
0870301926	株式会社 ア ールイーライ フ	土浦市永国1059 -1 永井ビル 102	柳生 洋樹	アールイーラ イフ福祉用具 相談所	土浦市永国1059 -1 永井ビル 102	福祉用具 貸与	令和 5 年 4 月 1 日
0870301934	社会福祉法人 筑水会	常総市水海道高 野町671-1	今川 武彦	サンテラス土 浦新館 (介護 棟)	土浦市文京町 8 -5	特定施設 入居者生 活介護	令和 5 年 4 月 1 日
0870302718	株式会社 平 石	土浦市中199- 9	平石 恵美 子	樹楽 土浦中	土浦市中199- 9	通所介護	令和 5 年 1 月 17 日
0870302734	医療法人社団 三輪会	土浦市国分町 7 -6	三輪谷 博 史	医療法人社団 三輪会 指定 訪問介護事業 所 山手	土浦市国分町 7 -6	訪問介護	令和 5 年 4 月 1 日
0870302742	合同会社 ケ アサポート輪	土浦市中村南 2 -10-7	木幡 成美	ケアサポート 輪	土浦市中村南 2 -10-7	訪問介護	令和 5 年 4 月 1 日
0870400835	株式会社 ほ ほえみ倶楽部	栃木県小山市乙 女 3-27-31	松岡 美代 子	ヘルパーステ ーションほほ えみ倶楽部古 河	古河市小堤中新 田245-1	訪問介護	令和 5 年 3 月 1 日
0870400843	株式会社 日 本ヒューマン サポート	埼玉県春日部市 備後西 5-1- 44	久野 義博	介護付有料老 人ホームヒュ ーマンサポー ト古河	古河市本町 1- 3-30	特定施設 入居者生 活介護	令和 5 年 3 月 1 日

介護保険 事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの 種 類	指定有効 開 始 年 月 日
0870400850	株式会社 日 本ヒューマン サポート	埼玉県春日部市 備後西 5-1- 44	久野 義博	デイサービス センターヒュー マンサポート古河	古河市本町 1- 3-30	通所介護	令和 5 年 3 月 1 日
0870401486	株式会社 三 英堂商事	東京都渋谷区渋谷 2-15-1	上村 岩男	家族の家ひま わり古河 訪 問介護事業所	古河市西牛谷 442	訪問介護	令和 5 年 3 月 1 日
0870401494	株式会社 三 英堂商事	東京都渋谷区渋谷 2-15-1	上村 岩男	家族の家ひま わり古河 通 所介護事業所	古河市西牛谷 442	通所介護	令和 5 年 3 月 1 日
0870401510	株式会社 ア イ・コーポレ ーション	古河市静町 25- 15	印出井 一 男	デイサービス センターファミ リリー	古河市三杉町 2 -10-8	通所介護	令和 5 年 4 月 1 日
0870501186	医療法人 幕 内会	石岡市東石岡 4 -1-38	幕内 幹男	訪問介護事業 所 カーサ・ フェリーチェ	石岡市東石岡 4 -1-8	訪問介護	令和 5 年 2 月 1 日
0870501194	株式会社 つ くばエデュ ース	つくば市要 273 -1	村上 義孝	ショートステ イ「あいリレ ー石岡鹿の子 」	石岡市鹿の子 2 -8-37	短期入所 生活介護	令和 5 年 4 月 1 日
0870700457	株式会社 川 島コーポレー ション	千葉県君津市東 猪原 248-2	川島 輝雄	結城やわらぎ	結城市結城 1452 -1	訪問介護	令和 5 年 1 月 28 日
0870800489	株式会社 ヤ ックスケアサ ービス	千葉県千葉市中 央区間屋町 1- 35	鶴沢 憲一 郎	ヤックスヘル パーステーシ ョン龍ケ崎	龍ケ崎市藤ケ丘 1-3-1	訪問介護	令和 5 年 1 月 2 日
0870801156	株式会社 シ ニアライフパ ートナー	稲敷郡阿見町岡 崎 2-15-45	戸崎 徹	デイサービス センター SLP 龍ケ崎	龍ケ崎市松ケ丘 4-4-3	通所介護	令和 5 年 2 月 1 日
0870801172	株式会社 ソ ラスト	東京都港区港南 1-7-18 DBC品川東急ビ ル 6 階	藤河 芳一	ホームヘルプ サービス ソ ラスト龍ケ崎	龍ケ崎市緑町 46	訪問介護	令和 5 年 4 月 1 日
0870801180	株式会社 ソ ラスト	東京都港区港南 1-7-18 DBC品川東急ビ ル 6 階	藤河 芳一	レンタルサー ビス ソラス ト龍ケ崎	龍ケ崎市緑町 46	特定福祉 用具販売	令和 5 年 4 月 1 日
0870801180	株式会社 ソ ラスト	東京都港区港南 1-7-18 DBC品川東急ビ ル 6 階	藤河 芳一	レンタルサー ビス ソラス ト龍ケ崎	龍ケ崎市緑町 46	福祉用具 貸与	令和 5 年 4 月 1 日
0871200325	社会福祉法人 翔馬会	常陸太田市徳田 町 143	大森 英俊	ショートステ イ えみの里	常陸太田市徳田 町 143	短期入所 生活介護	令和 5 年 1 月 14 日
0871500542	株式会社 夢な かま	北茨城市中郷町 粟野 1205-5	野地 美佐 子	夢なかま 通 所介護	北茨城市中郷町 粟野 1205-5	通所介護	令和 5 年 4 月 1 日
0871700373	社会福祉法人 絆明会	取手市小文間 5720-1	山崎 隆夫	ショートステ イ 水彩館	取手市小文間 5720-1	短期入所 生活介護	令和 5 年 4 月 1 日
0871700381	社会福祉法人 絆明会	取手市小文間 5720-1	山崎 隆夫	デイサービス センター 水 彩館	取手市小文間 5720-1	通所介護	令和 5 年 4 月 1 日
0871701363	株式会社 兼 重	取手市野々井 636	海老原 聡	アクティブデ イサービス 楓	取手市ゆめみ野 2-22-2	通所介護	令和 5 年 2 月 1 日

介護保険 事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの 種 類	指定有効 開 始 年 月 日
0871701389	合同会社 ケ アサービスふ たば	取手市双葉 2 - 14-4	渡邊 京子	ケアサービス ふたば	取手市双葉 2 - 1-19メゾンエ スポール 1 棟 101	訪問介護	令和 5 年 4 月 1 日
0871701397	大野産業 株 式会社	取手市小文間 4694	大野 晃平	ファミリーケ アサポート	取手市小文間 4694	特定福祉 用具販売	令和 5 年 4 月 1 日
0871701397	大野産業 株 式会社	取手市小文間 4694	大野 晃平	ファミリーケ アサポート	取手市小文間 4694	福祉用具 貸与	令和 5 年 4 月 1 日
0871701405	合同会社 福 祉用具アシ スト	取手市寺田4674 -5	高野 元喜	合同会社福祉 用具アシスト	取手市寺田4674 -5	特定福祉 用具販売	令和 5 年 4 月 1 日
0871701405	合同会社 福 祉用具アシ スト	取手市寺田4674 -5	高野 元喜	合同会社福祉 用具アシスト	取手市寺田4674 -5	福祉用具 貸与	令和 5 年 4 月 1 日
0871901179	株式会社 敬 明	牛久市牛久町 3290-1	萱橋 理宏	ケア処牛久 デイサービス センター	牛久市牛久町 3290-1	通所介護	令和 5 年 3 月 1 日
0871901187	株式会社 ソ ラスト	東京都港区港南 1-7-18 DBC品川東急ビ ル6階	藤河 芳一	ホームヘルプ サービス ソ ラスト牛久	牛久市栄町 5 - 9	訪問介護	令和 5 年 4 月 1 日
0872100953	有限会社 ソ フト・ケア	ひたちなか市馬 渡2758-1	川又 民男	デイサービス ラベンダー	ひたちなか市馬 渡2758-1	通所介護	令和 5 年 3 月 9 日
0872400288	株式会社 ウ ェルビー	守谷市立沢950 -1	菅谷 努	日帰りサービ ス 花きりん	守谷市立沢950 -1	通所介護	令和 5 年 3 月 5 日
0872400296	株式会社 ウ ェルビー	守谷市立沢950 -1	菅谷 努	お泊りサービ ス 花きりん	守谷市立沢950 -1	短期入所 生活介護	令和 5 年 3 月 5 日
0872500483	社会福祉法人 美光会	常陸大宮市鷲子 2023-2	龍崎 ひと み	みわ訪問介護 事業所	常陸大宮市鷲子 2023-2	訪問介護	令和 5 年 4 月 1 日
0872700034	社会福祉法人 征峯会	筑西市上平塚 590-1	渡辺 和成	しらとりハワ イアンデイ	筑西市上平塚 748-1	通所介護	令和 5 年 3 月 29 日
0872700075	社会福祉法人 征峯会	筑西市上平塚 590-1	渡辺 和成	特別養護老人 ホームしらと り短期入所生 活介護事業所	筑西市上平塚 590-1	短期入所 生活介護	令和 5 年 3 月 29 日
0872700521	株式会社 つ くばアカデ ミー	筑西市市野辺 176-4	久野 義博	つくばアカデ ミーデイサー ビスセンター	筑西市市野辺 176-4	通所介護	令和 5 年 2 月 1 日
0872900238	株式会社 深 沢商事	稲敷市東大沼 626-2	深沢 慶太	福祉サービ ス みどり あ ずま	稲敷市東大沼 626-2	通所介護	令和 5 年 2 月 14 日
0872900378	株式会社 ハ ートリンク	稲敷市八筋川40	大堀 元岐	デイサービス はあとりんく	稲敷市八筋川 593	通所介護	令和 5 年 3 月 1 日
0873101547	株式会社 ケ アレジデンス	水戸市大塚町 1661	大久保 泰 子	ケアレジデ ンスショート ステイ大洗	東茨城郡大洗町 磯浜町8227-4	短期入所 生活介護	令和 5 年 2 月 1 日
0873301311	社会福祉法人 淑徳会	那珂郡東海村村 松2804-4	伏屋 淑子	デイサービス センター東海	那珂郡東海村村 松2804-4	通所介護	令和 5 年 3 月 1 日
0873400402	株式会社 根 本家具店	久慈郡大子町大 子1828	根本 良一	株式会社根本 家具店	久慈郡大子町大 子1828	特定福祉 用具販売	令和 5 年 3 月 26 日

介護保険 事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指定有効 開 始 年 月 日
0873400402	株式会社 根本家具店	久慈郡大子町大子1828	根本 良一	株式会社根本家具店	久慈郡大子町大子1828	福祉用具貸与	令和 5 年 3 月 26 日
0873700496	社会福祉法人白十字会	東京都台東区台東4-20-6	川村 晴也	白十字会ヘルパーステーション	行方市麻生3290-12	訪問介護	令和 5 年 1 月 5 日
0873801252	合同会社 陽だまり	稲敷郡阿見町中郷2-15-30	劉 福俊	ケアサポート陽だまり	稲敷郡阿見町中郷2-15-30	訪問介護	令和 5 年 4 月 1 日
0874200629	株式会社 介護サービスひなた	結城郡八千代町菅谷2126-3	山田 浩章	デイサービスひなた	結城郡八千代町菅谷2126-1	通所介護	令和 5 年 4 月 1 日
0874301203	株式会社 ロングライフ	水戸市谷津町1-8	田中 博文	株式会社ロングライフ五霞営業所	猿島郡五霞町原宿台4-27-4	特定福祉用具販売	令和 5 年 4 月 1 日
0874301203	株式会社 ロングライフ	水戸市谷津町1-8	田中 博文	株式会社ロングライフ五霞営業所	猿島郡五霞町原宿台4-27-4	福祉用具貸与	令和 5 年 4 月 1 日
0874400518	株式会社 ソラスト	東京都港区港南1-7-18 DBC品川東急ビル6階	藤河 芳一	デイサービスソラスト利根	北相馬郡利根町早尾610-1	通所介護	令和 5 年 4 月 1 日
0874400526	株式会社 ソラスト	東京都港区港南1-7-18 DBC品川東急ビル6階	藤河 芳一	ショートステイソラスト利根	北相馬郡利根町早尾610-1	短期入所生活介護	令和 5 年 4 月 1 日
0875200370	医療法人社団公慈会	神栖市土合中央3-1-20	山本 正和	デイサービスセンターやすべー	神栖市平泉903-30	通所介護	令和 5 年 4 月 1 日
0875200388	医療法人社団公慈会	神栖市土合中央3-1-20	山本 正和	指定訪問介護事業所せーじ	神栖市平泉903-30	訪問介護	令和 5 年 4 月 1 日
0875200826	ユニオンケア株式会社	神栖市柳川3510	長尾 浩樹	訪問介護事業所喜多村	神栖市柳川3476-2	訪問介護	令和 5 年 1 月 10 日

茨城県告示第340号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定の更新をしたので、茨城県指定居宅サービス事業者、介護保険施設等及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第3項の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和 彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指定有効 開 始 年 月 日
0870200870	社会福祉法人秀和会	日立市国分町3-12-10	川島 ミドリ	特別養護老人ホーム 鮎川さくら館	日立市国分町3-12-10	介護老人福祉施設	令和 5 年 3 月 16 日
0871200317	社会福祉法人翔馬会	常陸太田市徳田町143	大森 英俊	特別養護老人ホーム えみの里	常陸太田市徳田町143	介護老人福祉施設	令和 5 年 1 月 14 日

介護保険事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定有効開始年月日
0871700365	社会福祉法人絆明会	取手市小文間5720-1	山崎 隆夫	特別養護老人ホーム 水彩館	取手市小文間5720-1	介護老人福祉施設	令和5年4月1日
0872700067	社会福祉法人征峯会	筑西市上平塚590-1	渡辺 和成	特別養護老人ホームしらとり	筑西市上平塚590-1	介護老人福祉施設	令和5年3月29日

茨城県告示第341号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条の2第1項の規定に基づき、次のとおり許可の更新をしたので、茨城県指定居宅サービス事業者、介護保険施設等及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第3項の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	許可有効開始年月日
0850280066	医療法人 圭友会	日立市千石町2-13-3	野原 修司	介護老人保健施設 藍	日立市千石町2-13-3	介護老人保健施設	令和5年4月1日
0851980029	医療法人社団 常仁会	牛久市猪子町896	種子田 吉郎	介護老人保健施設 春秋園	牛久市猪子町891-2	介護老人保健施設	令和5年4月1日
0851980045	医療法人社団 常仁会	牛久市猪子町896	種子田 吉郎	介護老人保健施設 春秋園	牛久市猪子町891-2	介護老人保健施設	令和5年4月1日
0853180073	医療法人 渡辺会	東茨城郡大洗町大貫町915	家田 俊也	介護老人保健施設 おおあらい	東茨城郡大洗町大貫町前原1212-11	介護老人保健施設	令和5年3月2日
0853780039	医療法人 青藍会	水戸市酒門町275-3	大場 正二	介護老人保健施設 かすみがうら	行方市若海793-5	介護老人保健施設	令和5年3月2日

茨城県告示第342号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の11の規定に基づき、次のとおり指定の更新をしたので、茨城県指定居宅サービス事業者、介護保険施設等及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第3項の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定有効開始年月日
0850280066	医療法人 圭友会	日立市千石町2-13-3	野原 修司	介護老人保健施設 藍	日立市千石町2-13-3	介護予防短期入所療養介護	令和5年4月1日

介護保険 事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの 種 類	指定有効 開 始 年 月 日
0850280066	医療法人 圭 友会	日立市千石町 2 -13-3	野原 修司	介護老人保健 施設 藍	日立市千石町 2 -13-3	介護予防 通所リハ ビリテー ション	令和 5 年 4 月 1 日
0851980029	医療法人社団 常仁会	牛久市猪子町 896	種子田 吉 郎	介護老人保健 施設 春秋園	牛久市猪子町 891-2	介護予防 短期入所 療養介護	令和 5 年 4 月 1 日
0851980029	医療法人社団 常仁会	牛久市猪子町 896	種子田 吉 郎	介護老人保健 施設 春秋園	牛久市猪子町 891-2	介護予防 通所リハ ビリテー ション	令和 5 年 4 月 1 日
0851980045	医療法人社団 常仁会	牛久市猪子町 896	種子田 吉 郎	介護老人保健 施設 春秋園	牛久市猪子町 891-2	介護予防 短期入所 療養介護	令和 5 年 4 月 1 日
0853180073	医療法人 渡 辺会	東茨城郡大洗町 大貫町915	家田 俊也	介護老人保健 施設 おおあ らい	東茨城郡大洗町 大貫町前原1212 -11	介護予防 短期入所 療養介護	令和 5 年 3 月 2 日
0853180073	医療法人 渡 辺会	東茨城郡大洗町 大貫町915	家田 俊也	介護老人保健 施設 おおあ らい	東茨城郡大洗町 大貫町前原1212 -11	介護予防 通所リハ ビリテー ション	令和 5 年 3 月 2 日
0853780039	医療法人 青 藍会	水戸市酒門町 275-3	大場 正二	介護老人保健 施設 かすみ がうら	行方市若海793 -5	介護予防 短期入所 療養介護	令和 5 年 3 月 2 日
0853780039	医療法人 青 藍会	水戸市酒門町 275-3	大場 正二	介護老人保健 施設 かすみ がうら	行方市若海793 -5	介護予防 通所リハ ビリテー ション	令和 5 年 3 月 2 日
0860290139	株式会社 ジ ャストインタ イム	日立市日高町 1 -14-14セジュ ール日高A棟 1 階106号	磯野 幸子	まちの訪問看 護「ゆりの木 」	日立市日高町 1 -14-14 セジ ュール日高A棟 1階106号	介護予防 訪問看護	令和 5 年 4 月 1 日
0870200870	社会福祉法人 秀和会	日立市国分町 3 -12-10	川島 ミド リ	特別養護老人 ホーム 鮎川 さくら館	日立市国分町 3 -12-10	介護予防 短期入所 生活介護	令和 5 年 3 月 16 日
0870301926	株式会社 ア ールイーライ フ	土浦市永国1059 -1 永井ビル 102	柳生 洋樹	アールイーラ イフ福祉用具 相談所	土浦市永国1059 -1 永井ビル 102	特定介護 予防福祉 用具販売	令和 5 年 4 月 1 日
0870301926	株式会社 ア ールイーライ フ	土浦市永国1059 -1 永井ビル 102	柳生 洋樹	アールイーラ イフ福祉用具 相談所	土浦市永国1059 -1 永井ビル 102	介護予防 福祉用具 貸与	令和 5 年 4 月 1 日
0870400843	株式会社 日 本ヒューマン サポート	埼玉県春日部市 備後西 5-1- 44	久野 義博	介護付有料老 人ホームヒュ ーマンサポー ト古河	古河市本町 1- 3-30	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	令和 5 年 3 月 1 日
0870501194	株式会社 つ くばエデュ ース	つくば市要273 -1	村上 義孝	ショートステ イ「あいリレ イ石岡鹿の子 」	石岡市鹿の子 2 -8-37	介護予防 短期入所 生活介護	令和 5 年 4 月 1 日
0870801180	株式会社 ソ ラスト	東京都港区港南 1-7-18 DBC品川東急ビ ル 6 階	藤河 芳一	レンタルサー ビス ソラス ト龍ヶ崎	龍ヶ崎市緑町46	特定介護 予防福祉 用具販売	令和 5 年 4 月 1 日

介護保険 事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの 種 類	指定有効 開 始 年 月 日
0870801180	株式会社 ソ ラスト	東京都港区港南 1-7-18 DBC品川東急ビ ル6階	藤河 芳一	レンタルサー ビス ソラス ト龍ヶ崎	龍ヶ崎市緑町46	介護予防 福祉用具 貸与	令和 5 年 4 月 1 日
0871200325	社会福祉法人 翔馬会	常陸太田市徳田 町143	大森 英俊	ショートステ イ えみの里	常陸太田市徳田 町143	介護予防 短期入所 生活介護	令和 5 年 1 月 14 日
0871700373	社会福祉法人 絆明会	取手市小文間 5720-1	山崎 隆夫	ショートステ イ 水彩館	取手市小文間 5720-1	介護予防 短期入所 生活介護	令和 5 年 4 月 1 日
0871701397	大野産業 株 式会社	取手市小文間 4694	大野 晃平	ファミリーケ アサポート	取手市小文間 4694	特定介護 予防福祉 用具販売	令和 5 年 4 月 1 日
0871701397	大野産業 株 式会社	取手市小文間 4694	大野 晃平	ファミリーケ アサポート	取手市小文間 4694	介護予防 福祉用具 貸与	令和 5 年 4 月 1 日
0871701405	合同会社 福 祉用具アシス ト	取手市寺田4674 -5	高野 元喜	合同会社福祉 用具アシスト	取手市寺田4674 -5	特定介護 予防福祉 用具販売	令和 5 年 4 月 1 日
0871701405	合同会社 福 祉用具アシス ト	取手市寺田4674 -5	高野 元喜	合同会社福祉 用具アシスト	取手市寺田4674 -5	介護予防 福祉用具 貸与	令和 5 年 4 月 1 日
0872400296	株式会社 ウ ェルビー	守谷市立沢950 -1	菅谷 努	お泊りサー ビス 花きりん	守谷市立沢950 -1	介護予防 短期入所 生活介護	令和 5 年 3 月 5 日
0873101547	株式会社 ケ アレジデンス	水戸市大塚町 1661	大久保 泰 子	ケアレジデ ンスショール テイ大洗	東茨城郡大洗町 磯浜町8227-4	介護予防 短期入所 生活介護	令和 5 年 2 月 1 日
0873400402	株式会社 根 本家具店	久慈郡大子町大 子1828	根本 良一	株式会社根本 家具店	久慈郡大子町大 子1828	特定介護 予防福祉 用具販売	令和 5 年 3 月 26 日
0873400402	株式会社 根 本家具店	久慈郡大子町大 子1828	根本 良一	株式会社根本 家具店	久慈郡大子町大 子1828	介護予防 福祉用具 貸与	令和 5 年 3 月 26 日
0874301203	株式会社 ロ ングライフ	水戸市谷津町 1 -8	田中 博文	株式会社ロン グライフ 五 霞営業所	猿島郡五霞町原 宿台 4-27-4	特定介護 予防福祉 用具販売	令和 5 年 4 月 1 日
0874301203	株式会社 ロ ングライフ	水戸市谷津町 1 -8	田中 博文	株式会社ロン グライフ 五 霞営業所	猿島郡五霞町原 宿台 4-27-4	介護予防 福祉用具 貸与	令和 5 年 4 月 1 日
0874400526	株式会社 ソ ラスト	東京都港区港南 1-7-18 DBC品川東急ビ ル6階	藤河 芳一	ショートステ イ ソラスト 利根	北相馬郡利根町 早尾610-1	介護予防 短期入所 生活介護	令和 5 年 4 月 1 日

茨城県告示第343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812701043	自立詩園株式会社 スカイホーク	茨城県稲敷市犬塚 1220-6	自立詩園株式会社	茨城県牛久市ひたち野西四丁目22番 3号オーシャンパ ドラーB	令和5年 3月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第344号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの 種 類
0810200766	self-A・アドバ ンフォース日立	茨城県日立市平和 町1丁目15番6号 丸源ビル2階	株式会社茨城プ ラネット福祉セ ンター	茨城県ひたちなか 市東石川3070番地 7アドバンフォー スビル	令和5年 2月1日	就労継続支援 A型

茨城県告示第345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの 種 類
0810200543	日立市大みか福 祉作業所	茨城県日立市大み か町6丁目17番50 号	日立市	茨城県日立市助川 町1丁目1番1号	令和5年 4月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの 種 類
0810300178	にいはり園	茨城県土浦市小高 572-1	社会福祉法人 にいはり福社会	茨城県土浦市小高 572-1	令和5年 4月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基

づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810500165	はーとふる・ビレッジ	茨城県石岡市三村2595番地1	社会福祉法人陽山会	茨城県石岡市三村字長峰2595番地の2	令和5年4月1日	就労継続支援B型

茨城県告示第348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0811000058	マルニカレッジ	茨城県下妻市本城町三丁目49番地	社会福祉法人みどり会	茨城県下妻市本城町三丁目49番地	令和5年4月1日	就労移行支援

茨城県告示第349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0811700418	ポニーの家 生活介護	茨城県取手市高須2147-3	社会福祉法人身障者ポニーの会	茨城県取手市高須2148	令和5年4月1日	生活介護

茨城県告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812200087	鹿嶋市障がい者通所施設 松の木学園	茨城県鹿嶋市大字平井1127番地2	社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会	茨城県鹿嶋市大字平井1350番地45	令和5年4月1日	生活介護

茨城県告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0813100021	社会福祉法人茨城町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所カルム	茨城県東茨城郡茨城町小堤1037-1	社会福祉法人茨城町社会福祉協議会	茨城県東茨城郡茨城町小堤1037-1	令和5年4月1日	就労継続支援B型

茨城県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0817100084	真壁授産学園	茨城県桜川市真壁町亀熊1464-1	社会福祉法人筑紫会	茨城県桜川市真壁町亀熊1464-1	令和5年4月1日	就労継続支援B型

茨城県告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810500173	知的障害者授産施設銀の笛	茨城県石岡市染谷字笛代2428	社会福祉法人白銀会	就労定着支援	令和5年3月31日

茨城県告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0812200442	くるりん森	茨城県鹿嶋市宮中4959番地2	社会福祉法人美空野学園	就労継続支援A型	令和5年3月31日

茨城県告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0813400132	障がい者福祉サービス事業所 ひまわり	茨城県久慈郡大子町池田1240-1	有限会社はなぶさ	就労移行支援	令和5年3月31日

茨城県告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0817200231	ケアシエスタ	茨城県鉾田市箕輪2960-2	ケアシエスタ合同会社	就労継続支援B型	令和5年3月31日

茨城県告示第357号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームジョイ本田石下店 A館
常総市古間木1850番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和5年1月12日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 堀米 孝造

（変更後）代表取締役 本田 仁子

(3) 届出年月日

令和4年12月27日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第358号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム水戸県庁前店

水戸市笠原町978番41

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和5年3月9日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(3) 届出年月日

令和5年2月24日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第359号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、牛のブルセラ症及び結核、牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、馬伝染性貧血、豚熱、アフリカ豚熱、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢、家きんサルモネラ症（ひな白痢に限る。）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

1 牛のブルセラ症及び結核検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ症及び結核の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林水産省令第 35 号。以下「規則」という。）別表第 1 に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後 12 か月齢未満のものを除く。

- a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- b 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- c 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- d a、b 及び c に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

イ その他飼育している区域を所轄する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

規則別表第 1 に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 牛伝染性リンパ腫検査

(1) 実施の目的

牛伝染性リンパ腫の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後 12 か月齢未満のものを除く。

- a 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- b 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- c a 及び b に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

イ その他飼育している区域を所轄する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

4 牛の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

定型牛海綿状脳症の清浄性を確認するとともに、非定型牛海綿状脳症の発生状況を監視するため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次の月齢以上で死亡した牛

a 満96か月

b 生前に歩行困難、起立不能等であったものにあつては、満48か月

c 生前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた牛にあつては、0か月

イ その他飼育している区域を所轄する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

規則別表第 1 に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

5 めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況の確認のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満18か月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

(4) 実施の期日

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

規則別表第 1 に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

6 アカバネ病検査

(1) 実施の目的

アカバネ病の発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛（未越夏牛とし、原則として、最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

(4) 実施の期日

原則として、令和 5 年 6 月下旬、8 月中旬、9 月下旬及び 11 月中旬

(5) 検査の方法

臨床検査、中和試験

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

7 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた馬

(4) 実施の期日

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

8 豚熱検査

(1) 実施の目的

豚熱の発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし

(4) 実施の期日

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

9 アフリカ豚熱検査

(1) 実施の目的

アフリカ豚熱の発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし

(4) 実施の期日
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法
臨床検査及び遺伝子検査

(6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

10 豚のオーエスキー病検査

(1) 実施の目的
豚のオーエスキー病の発生予防のため

(2) 実施する区域
県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法
臨床検査及び血清検査

(6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 豚繁殖・呼吸障害症候群検査

(1) 実施の目的
豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため

(2) 実施する区域
県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法
臨床検査及び血清検査

(6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚流行性下痢検査

(1) 実施の目的
豚流行性下痢の発生予防のため

(2) 実施する区域
県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

13 家きんサルモネラ症（ひな白痢に限る。）検査

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ症（ひな白痢に限る。）の発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏

(4) 実施の期日

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

急速凝集反応法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

14 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏

(4) 実施の期日

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

15 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂

- (4) 実施の期日
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (5) 検査の方法
臨床検査及び細菌検査
- (6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

~~~~~

**茨城県告示第360号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

- (1) 実施の目的  
豚熱の発生予防のため
- (2) 実施する区域  
茨城県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
飼養されている豚及びいのしし
- (4) 実施の期日  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において所轄家畜保健衛生所長が指定する日
- (5) 注射の方法  
皮下又は筋肉内注射

~~~~~

茨城県告示第361号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条第 1 項の規定に基づき、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の農場（原則として飼養羽数100羽以上の農場に限る。ただし、だちょうの場合は10羽以上）の所有者に対し、次のとおり報告を求める。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- 2 実施の区域
県下一円
- 3 報告すべき事項
 - (1) 飼養羽数
 - (2) 死亡羽数
 - (3) 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無
- 4 実施期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5 報告期限

各農場の毎月の飼養羽数及び死亡羽数について、翌月10日までに報告する。

また、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告する。

6 その他

報告先は所轄家畜保健衛生所とする。

茨城県告示第362号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

別表 1 中「0.60%」を「0.45%」に改める。

別表 2 中「0.90%」を「1.00%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 5 年 3 月 20 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第363号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第 1 項の規定に基づき、次の地方卸売市場について認定したので、同条第 6 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開設者の名称及び住所

株式会社土浦生花市場

茨城県つくば市花室1621番地

2 地方卸売市場の名称

土浦生花地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

茨城県つくば市花室1621番地

花き及び花材類など

4 認定年月日

令和 5 年 3 月 9 日

茨城県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 解除に係る保安林の所在場所
茨城県鹿嶋市大字大小志崎字後山594、595、字砂子山604
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第365号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びすみめいかに関する令和5管理年度における同項に掲げる数量を令和5年3月15日付けで次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
23.9トン
- 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	3.235トン
大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	4.238トン
川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	2.477トン
久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業	0.934トン
久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.499トン
久慈浜丸くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.143トン
磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.480トン
那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.718トン
大洗町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	0.502トン
鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	0.500トン
はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業	4.980トン
その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
6.2トン
- 知事管理区分に配分する数量
茨城県くろまぐろ（大型魚）漁業に全量を配分する。

第 3 すけとうだら太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県すけとうだら漁業に全量を配分する。

第 4 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県するめいか漁業に全量を配分する。

茨城県告示第366号

辰ノ口堰土地改良区から令和 4 年 5 月 11 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 5 年 3 月 14 日認可した。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第367号

大須賀津土地改良区から令和 4 年 9 月 27 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 5 年 3 月 15 日認可した。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第368号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が、車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
一般国道 354号	猿島郡境町大字猿山字東原割1211番12地先から 猿島郡境町大字蛇池字宮ノ西646番2地先まで
県道 竜ヶ崎潮来線	稲敷市柴崎字上吉山5583番1地先から 稲敷市寺内字門前907番4まで
県道 土浦竜ヶ崎線	土浦市小松三丁目517番1地先から 土浦市右靱字内路地台684番2まで

路 線 名	区 間
県道 山王下妻線	結城郡八千代町大字大里28番地先から 結城郡八千代町高崎字神明512番1地先まで

2 指定する期日

令和 5 年 4 月 1 日

茨城県告示第369号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
一般国道 354号	猿島郡境町大字猿山字東原割1211番12地先から 猿島郡境町大字蛇池字宮ノ西646番2地先まで
県道 那珂湊那珂線	ひたちなか市武田1255番29地先から ひたちなか市市毛537番3まで

2 指定する期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

茨城県告示第370号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、向原土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 向原土地区画整理組合
事 務 所 の 所 在 地 茨城県かすみがうら市上土田461番地
事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 11 月 24 日
至 令和 5 年 3 月 31 日
施 行 地 区 茨城県かすみがうら市下稲吉字向原、字大工畑、字馬坂谷の各一部の区域
設 立 認 可 の 年 月 日 平成 4 年 11 月 24 日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 11 月 24 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

3 変更認可の年月日 令和 5 年 3 月 23 日

茨城県告示第371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

土浦市

2 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画公園事業
6・5・001号 土浦市常名運動公園

3 事業施行期間

平成 4 年 7 月 30 日から
令和 10 年 3 月 31 日まで

4 事業地

収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

茨城県告示第372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

守谷市

2 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画下水道事業守谷市公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年3月10日から

令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

城里町

2 都市計画事業の種類及び名称

城北都市計画及び水戸・勝田都市計画下水道事業

城北町公共下水道

3 事業施行期間

平成3年12月5日から

令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成3年12月5日茨城県告示第1322号、平成10年3月26日茨城県告示第329号、平成10年7月21日茨城県告示第867号、平成14年4月1日茨城県告示第395号、平成18年1月5日茨城県告示第20号、平成21年6月18日茨城県告示第867号及び平成23年12月12日茨城県告示第1312号の事業地に、城里町大字石塚字滝の上、字寺沢、及び字荒神上、大字那珂西字西大堀、字作内、及び字赤羽根、並びに大字増井字八幡後の一部の区域を加えた区域

茨城県告示第374号

清算法人酒丸土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年3月23日

茨城県南農林事務所長 入野 達之

退 任

氏 名	住 所
大 山 祐 司	つくば市沼崎2716番地 2
中 野 元 氏	つくば市酒丸134番地
中 山 勇	つくば市酒丸51番地
久 松 二 郎	つくば市酒丸602番地
池 澤 仁	つくば市土田22番地
野 堀 章	つくば市遠東1906番地
野 堀 敏 夫	つくば市遠東246番地 1
金 川 清 治	つくば市遠東996番地
金 川 正	つくば市遠東996番地 1
大 塚 豊	つくば市遠東1200番地

公 告

●圏央道インターパークつくばみらいの造成工場敷地（第2次分譲）の譲受人の公募について

圏央道インターパークつくばみらいの造成工場敷地（第2次分譲）について、その譲受人を次のとおり公募します。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 造成工場敷地の所在地
つくばみらい市 福岡、南、中原、田村の各一部
- 2 分譲面積・分譲価格

画 地	面 積 (緩衝帯を含む)	分譲単価
区画②	9.8ha	39,500円/m ² (約130,400円/坪)
区画⑤の一部	1.8ha	33,600円/m ² (約110,900円/坪)

- 3 分譲条件
公募要領に定める申込資格を満たすこと。
- 4 申し込みに必要な書類
圏央道インターパークつくばみらい（第2次分譲）公募要領に定める「圏央道インターパークつくばみらい（第2次分譲）造成敷地譲受申込書」及び添付書類
- 5 申し込み受付場所
茨城県立地推進部立地整備課プロジェクト推進室
茨城県水戸市笠原町978番 6
029-301-2748 (直通)
- 6 譲受申込書の受付期限
令和 5 年 3 月 20 日 (月) から 3 月 31 日 (金) まで

7 譲受人の決定

審査・選考のうえ、譲受人を決定します。

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（一等水準測量）
- 3 作業終了日 令和5年2月28日
- 4 作業地域 古河市、猿島郡境町（一等水準測量）

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 デジタル庁
- 2 作業種類 公共測量（3D都市モデル）
- 3 作業期間 令和4年6月2日から
令和5年3月24日まで
- 4 作業地域 つくば市全域
鉾田市内 ランドマーク14施設

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 阿見町
- 2 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成）
- 3 作業終了日 令和4年3月31日
- 4 作業地域 阿見町全域

- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 常総国道事務所
- 2 作業種類 公共測量（座標変換、3級基準点測量、UAV写真点群測量）
- 3 作業終了日 令和5年3月3日

4 作 業 地 域 行方市青沼地先

●建築協定の加入

下記の申込人は建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項により建築協定に加入したので、同法同条第4項において準用する第73条第2項により、次のとおり公告する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| 1 申込人 | 茨城県龍ヶ崎市長山2丁目9番1
小林 裕也 |
| 2 建築協定の名称 | 龍ヶ崎ニュータウン長山2丁目建築協定 |
| 3 建築協定に加入する土地の位置及び面積 | 茨城県龍ヶ崎市長山2丁目9番1
211.63㎡ |
| 4 建築協定の内容 | 龍ヶ崎市において縦覧に供する。 |
| 5 受理年月日 | 令和5年3月13日 |

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- | | |
|-----------------------------|--|
| 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 北茨城市中郷町上桜井字道ノ下2276番1、2277番1、2278番1 |
| 2 事業主の住所及び氏名 | 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス
代表取締役 横山 英昭 |

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 稲敷郡阿見町大字島津字中畑3802番1 |
| 2 事業主の住所及び氏名 | 稲敷郡阿見町阿見3962番地6 ウイングスクエアAmi203
吉田 治男、吉田 悦子 |

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、令和4年11月15日以降無効とする。

令和5年3月23日

茨城県土浦県税事務所長 小山 宏

用途	種類	記号及び番号	枚数	有効期間	販売業者の所在地及び名称
農業等	100リットル	G600248	1	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	取手市毛有1119 茨城みなみ農業協同組合

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月23日

茨城県立医療大学長 松 村 明

- 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
茨城県立医療大学情報システム用パソコン等機器 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県立医療大学 総務課 図書館・情報担当 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2
- 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
令和5年2月22日
- 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南1丁目2番70号
- 落札金額又は随意契約に係る契約金額
月額1,481,900円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年茨城県規則第98号) 第4条第1項の規定に基づく公告又は同規則第5条第1項の規定に基づく公示を行った日
令和5年1月12日

(教育委員会)

◎入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和5年3月23日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

- 入札に付する事項
 - 委託業務名
大学進学率アッププロジェクト事業業務委託
 - 委託業務の内容
「大学進学率アッププロジェクト事業業務委託仕様書」を参照
 - 履行期間

契約を締結した日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

- (4) この調達、一般競争参加資格確認申請書 (添付資料を含む。)、入札書の提出などについて、原則として電子調達システムにより行う案件である。

2 担当部局

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 担当 鈴木

電話 029-301-5260

F A X 029-301-5269

所属メールアドレス : kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であり、同施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく競争入札参加資格がある者であり、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 本公告に示した調達物品等の仕様に適合した物品及び数量等を確実に納入できることを証明した者であること (詳細は仕様書による。)
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第225号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 国や地方公共団体等が発注した、学校教育に関する業務の受託実績があること。

4 入札等の手続き

この調達は、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式によることができる。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札 (見積り) 方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

茨城県物品役務入札情報サービス

(1) 期間

入札公告の日から令和5年4月10日 (月) まで

(2) URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和5年3月30日 (木) 午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

電子調達システムの質問・回答機能又はファクシミリにより質問を提出すること。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに 2 の担当部局に対し電話により到達確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 5 年 4 月 7 日 (金) 午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により必要書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 5 年 4 月 10 日 (月) 午後 5 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第 1 号)

イ 誓約書 (様式第 2 号)

ウ 申立書 (様式第 3 号)

エ 調達物件納入証明書 (様式第 4 号)

オ 要件適合証明書 (様式第 5 号)

(3) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート (テキストファイル) 又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル (TIFF ファイル等) のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送 (書留郵便に限る。)、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送 (書留郵便に限る。) 又は持参により提出すること。

(4) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(5) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 5 年 5 月 1 日 (月) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額）の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札額は、消費税及び地方消費税を含まない金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 5 月 8 日（月）午後 5 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 5 月 9 日（火）午後 1 時 30 分

イ 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6（茨城県庁行政棟 1 階）

茨城県庁入札室 3

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(4) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 契約条項及び支払条件

詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(5) この調達に係る令和5年度歳出予算案が否決された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は、効力を失う。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented:

[Outsourcing]The project of promoting high school students to take university education

(2) Term of rent:

From the date of the contract to 31 March 2024

(3) Time limit for the submission of tenders

: 17:00 8 May 2023 in case of by hand

: 17:00 8 May 2023 in case of by mail

(4) Contact point for the notice:

Ibaraki Prefectural Education Agency School Education Department High School Education
Division
978-6, Kasaharacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8588
Tel. 029-301-5260

訓 令

(県 議 会)

茨城県議会訓令第 1 号

茨城県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 23 日

茨城県議会議長 石 井 邦 一

茨城県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

茨城県議会事務局職員服務規程 (昭和43年茨城県議会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。) 第22条の 4 第 1 項の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 及び地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第110号) 第18条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成14年法律第48号) 第 5 条の規定により採用された職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。)」に改める。

第27条第 1 項中「地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)」を「地公法」に改める。

第38条の 2 中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

- この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第63号) 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法による改正後の地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の茨城県議会事務局職員服務規程第 9 条第 4 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同訓令の規定を適用する。

正 誤

令和 5 年 1 月 5 日付け茨城県報第371号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から18	第55条の 7 第 2 項第 8 号	第55条の 7 第 2 項第 9 号
6	上から15	同条第 1 項	同条

ページ	行	誤	正
9	上から25	9,900円	9,900円 (条例別表第4の2の表備考第2項に定める職員にあつては, 10,200円)
	上から39	9,700円	9,700円 (条例別表第4の3の表備考第2項に定める職員にあつては, 10,000円)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)